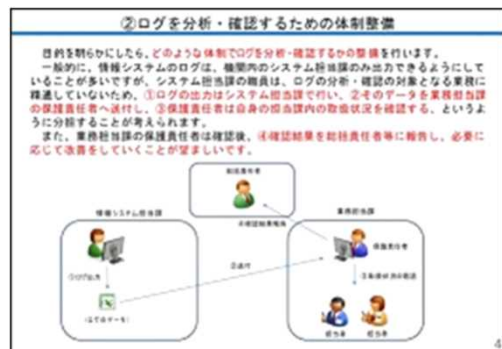


①公表資料の提供【ログ分析・確認関係】

ログの分析等の項目において「令和4年度中に実施できない（c回答）」と回答した108機関に対して、ログの分析・確認方法を説明している委員会公表資料をメールにより提供した。



②電話による個別フォローアップ【委託・再委託関係】

委託先・再委託先の監督について「実施していない（c回答）」と回答した131機関に対して、個別に具体的な状況や未実施事項に関する認識をヒアリングし、各機関の実態に合わせて安全管理措置の実施についてのアドバイスを行った。また、委員会HPへ誘導し、データ入力業務の委託先に対する監督について説明している委員会公表資料のダウンロードを促した。併せて、令和4年度中の実施を見込んでいると回答した機関についての進捗確認も行った。

▶ 対象機関の認識とアドバイスの例

項目	対象機関報告	アドバイス
委託先の事前確認	前年度と同じ業者のため事前確認を行っていない。	同じ委託先と継続して契約している場合でも、委託先の安全管理措置について状況が変わっていないか等確認する必要がある旨、説明した。
委託先からの報告	事業の実施において問題等が生じていないことから報告は求めている。	委託先の適正な取扱いを確保するには、委託先からの報告は重要であり、番号法第11条で委託先の監督義務がある旨、説明した。
再委託の事前確認	必要がないと判断したため行っていない。	委託元は再委託先に対して間接的な監督義務を負っていることを伝え、参考資料のダウンロードを促し、契約所管部署にも共有するよう依頼した。
再委託の監督状況	受注者が自己責任で委託先を管理監督すると定めているため、監督状況の確認をしていない。	委託先だけでなく、再委託先の状況も把握するように伝えた。

【総評】

◆アドバイス実施の際には、参考資料のダウンロードを促したうえで、当該先と共に資料の該当ページを確認することにより、番号法第11条で委託先の監督義務があることについて説明を行う等、当該先の実態・理解度に沿った対応を促した。

◆令和4年度中実施見込みと回答した機関に対し、年度末までの実施を促すと共に、完了を確認した。

◆安全管理措置を実施することの意義を丁寧に説明したことにより、多くの機関から「漏えいを予防することが大事だと理解した。認識を改める。」といった今後の改善を期待できる発言が得られた。

定期的な報告に関するフォローアップ実施状況

③特定個人情報保護評価の事後評価に関するフォローアップ

○令和3年度に事後評価の適用対象となり得ると整理された下表の5つの事務について、特定個人情報保護評価（以下「保護評価」という。）が「未着手（c回答）」と回答した264機関に対し、実施状況等の追加調査を行った（12月8日〆切）。当該調査の結果から事後評価が未実施であると判明した機関に対し、必要に応じて電話による個別フォローアップを行った。

▶ 定期的な報告で「未着手（c回答）」と回答した機関数内訳

調査項目	c回答
新型コロナウイルス感染症の予防接種事務	28
令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務	122
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給事務	90
令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の支給事務	174
令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務	188

フォローアップ

**全ての機関において、
実施済又は着手済である
ことを確認した。**
(令和5年3月15日現在)

* フォローアップ対象機関数（264）は重複を省いた数値であるため、各事務における回答数の合計値と一致しない。

※ 保護評価は原則として特定個人情報ファイルの保有前又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加える前に実施する必要があり、事後評価は、災害その他やむを得ない事由により、例外的に特定個人情報ファイルを保有した後又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加えた後に評価を実施することが認められるものである（特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項）。

このように例外的に事後評価として認められた場合であっても、同項に基づき特定個人情報ファイルの保有後又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加えた後速やかに保護評価を実施することが必要。